

日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度のご案内

(賠償責任保険普通保険約款+言語聴覚士特別約款)

一 基本補償・追加補償のご説明および、2024年度追加補償制度の任意加入募集について 一

日本言語聴覚士協会では、言語聴覚士の業務にかかわる不測の事態に備え、本協会正会員の皆様を対象とする賠償責任保険制度を2004年7月1日より創設しております。

日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度とは

本協会の正会員である言語聴覚士が、言語聴覚士業務に起因して発生した他人の身体障害（追加補償においては財物損壊も含みます）について法律上の賠償責任を負うことになったとき、被害者に支払うべき損害賠償金等が補償される制度です。本協会の正会員である皆様または業務の補助者が行う言語聴覚士業務の遂行に伴う賠償事故が補償の対象となります。

* 「言語聴覚士業務」とは次のいずれかに該当する業務（日本国内で遂行されるものに限ります。）をいいます。

- ア. 音声・言語機能または聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練等の訓練、これに必要な検査、助言、指導その他の援助を行う業務
- イ. 診療の補助として、医師または歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整
その他厚生労働省令で定める行為を行う業務
- ウ. アまたはイに付随する業務

* 言語聴覚士であっても本協会の正会員でない方が損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象にはなりません。

補償の対象となる事故の例

基本補償の対象となる例（正会員全員が補償対象となります）

【対人事故】

- 摂食・嚥下訓練中、患者さんから少しの間目を離した際に、食物が喉に詰まって患者さんが窒息し死亡してしまいました。
- 失語症のグループ訓練中に、誤って別の患者さんとぶつかり、患者さんが転倒し大腿骨を骨折。その後自立歩行不能となってしまった。
- 言語聴覚療法を行うため患者さんを車椅子からパイプ椅子に移動介助しているとき、タオルが落ち、言語聴覚士が拾おうとして目を離した際に、患者さんがバランスを崩して転倒、後頭部を強打し大ケガをさせてしまった。

【人格権侵害】

- 小児の言語訓練中に知った個人情報を外部に漏らしてしまったことにより、プライバシー侵害で訴えられた。
- 言語聴覚士が研究のために行った質問や検査が原因となり、名誉毀損で訴えられた。

追加補償の対象となる例（任意でご加入手続きされた方のみ補償対象となります）

【対物事故】

- 補聴器装着指導中に患者さんの高価な補聴器を誤って落としたり踏んで壊してしまった。
- 難聴幼児の試聴用として業者より補聴器を預かって調整していたところ、机に置いた補聴器に誤ってお茶をこぼしてしまい、使えなくなってしまった。

【初期対応費用】

- 言語聴覚療法終了後に患者さんをベッドに移乗させようとしたところ、患者さんを誤って骨折させてしまった。取り急ぎ責任者とお詫びに行くとともに見舞金を支払った。

補償されない主な場合

1. 保険契約者（日本言語聴覚士協会）または被保険者（正会員各位）の故意
2. 地震、噴火、洪水、津波または高潮
3. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
4. 言語聴覚士業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
5. 被保険者または業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為に起因する損害
6. サイバー攻撃

等

このご案内は日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度の概要をご紹介します。詳細は団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度の補償内容

本制度は、**正会員全員に付保されている基本補償**と、**正会員が各自で任意に加入する追加補償**があります。

		基本補償（団体加入）	追加補償（任意加入）
補償内容	対人賠償支払限度額	1事故 : 3,000万円 保険期間中 : 9,000万円	1事故 : 1億円 保険期間中 : 3億円
	対物賠償支払限度額	—	1事故・保険期間中 : 100万円 (免責金額 : 1事故1,000円)
	人格権侵害支払限度額	1事故 : 300万円 保険期間中 : 300万円	—
	初期対応費用支払限度額	—	1事故 : 100万円 (うち身体障害についての見舞費用は、1事故において被害者1名につき3万円限度)
	弁護士・争訟費用	あり	あり
保険料自己負担の要否		不要（本協会から支出）	要（1,600円／年）
会員様ご自身でのお手続きの要否		不要（本協会が契約者として団体契約を締結しています）	要

対物賠償事故や初期対応費用の補償は、基本補償には含まれておりません。
 簡単・便利になった、**Web（URLまたはQRコード）**でお手続きください。
 なお、現在ご加入中の方も、自動更新ではありませんので、毎年お手続きが必要となります。

手続締切日	保険期間（補償期間）	年間保険料※
2024年3月5日まで	2024年4月1日16時～2025年4月1日16時まで	1,600円
2024年3月6日以降 毎月5日まで	翌月1日0時～2025年4月1日16時まで (翌月1日を補償開始日とする中途加入が可能)	月割保険料 (Web自動計算)

※保険料に加え、100円の制度運営費（クレカ事務手数料等）を加算させていただきます。

Webでのお手続き方法・保険料払込方法

クレジットカード払

<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/pamphlet/P000048/202404/00001/CX4lruBvCt>

休日夜間、どこでも簡単手続き！インターネット上で手続きが完了します！

（これまでの「郵便局でのお支払（払込料金のご負担）」も不要となります！）

スマートフォン・タブレットからはQRコードで簡単に手続きできます。

※Web上でログインいただくと、補償内容の詳細確認が可能です。

※WebブラウザはMicrosoft Edge、Safari、Google Chromeを推奨しております。

Internet Explorerでは、一部、画面遷移等が不鮮明な場合がございます。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

Webでの操作方法は、裏面の「Web申込方法（お手続き画面の手順）」をご覧ください。

※Web（パソコンやスマートフォン等）からのお手続きではなく紙でのお手続きをご希望される場合は、【取扱代理店：システムマネジメント】までお問い合わせください。

<お問い合わせ先【取扱代理店】>

有限会社システムマネジメント（受付時間：平日9時～17時）

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町3-5-10-1階

TEL : 03-5725-1234 FAX : 03-5725-1236

E-mail : hoken@i-smc.com

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当部：医療・福祉法人部

TEL : 03-3515-4143

（受付時間：平日9時～17時）

Web申込方法（お手続き画面の手順）

<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/pamphlet/P000048/202404/00001/CX4lruBvCt>

① トップページ

「お見積り・手続きに進む」を選択



② 利用規約

「本システムをご利用の前に」「ご加入条件」をご確認のうえ「お見積りを開始する」を選択



③ お手続き方法選択

（現在ご加入中の方も含め）「新規加入を検討する方」を「+」で開き、「お見積りを開始する」を選択



④ 商品選択・お見積り

「日本言語聴覚士協会賠償責任保険【追加補償】」に☑

「Aを選択」に●

「保険料を確認する」を選択

「お手続きを開始する」を選択



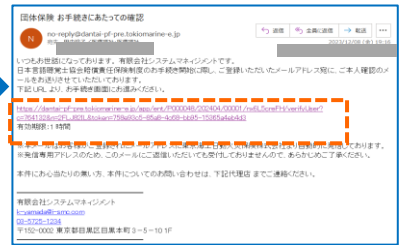
⑤ ご本人確認

「メールアドレス」「パスワード」を入力し「送信する」を選択



⑥ 団体保険 お手続きにあたっての確認

着信メールに記載のURLをクリック



⑦ ご本人確認

パスワードを入力して「次へ進む」を選択



⑧ ご加入者情報

内容を入力して「次へ進む」を選択



⑨ 告知事項

質問1～3の内容を入力し「次へ進む」を選択



⑩ お申込み確認

内容を確認し「次へ進む」を選択



①重要事項説明書のご確認
パンフレット兼重要事項説明書
(PDF)を確認し、2か所へ印して
「この内容で申込む」を選択



②決済登録
クレジットカードの情報入力と、
パズルを完成させて「決済を実
行する」を選択



③お申込み受付完了
以下の画面が表示され、メールが着信
すれば、お手続きは完了です。
お申込みありがとうございました！



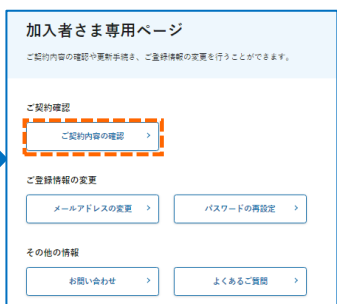
加入者証のご確認方法（ご確認画面の手順）

加入者証は、お申込み手続き完了以降、「加入者さま専用ページ」から閲覧・印刷ができます。
(紙の加入者証は送付されませんので、必要に応じて、ご自身で閲覧・印刷をお願いいたします。)
ログイン画面は、「③お申込み受付完了」の画面・着信メール、または「①トップページ」画面の右上からも進めます。

ログイン
「③お申込み受付完了」時の
メールに表示されている「ログイン
ID」と、「ご自身で設定された
パスワード」を入力



加入者さま専用ページ
「ご契約内容の確認」を選択



ご契約内容の確認
「加入者証を開く」を選択
(ブラウザ設定によって、PDFダウ
ンロードになる場合があります)



加入者証がご覧になれます
(印刷も可能です)



事故時のお手続き（ご連絡方法）

1. 万一、事故が発生した場合は、直ちに、お問い合わせ先【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】までメールにてご連絡ください。<hoken@i-smc.com>【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】より事故発生報告書フォームをお送りします。
2. 事故発生報告書フォームに、氏名・会員番号・住所・電話番号・および相手の住所・氏名・連絡先・事故状況を事実即してできる限り詳しく入力し、【取扱代理店：有限会社システムマネジメント】までメールでご返信ください。
3. 追って保険金請求に必要な書類が送付されます。

* 本制度には、保険会社が被保険者（正会員各位）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。また、賠償金額の決定の際にはあらかじめ保険会社の承認が必要となります。保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をなされた場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がありますのでご注意ください。